

# 家畜保健衛生所情報

令和8年2月13日

## 春節時期における 家畜防疫対策の徹底について

アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等に係る防疫対策についてはこれまでも、海外からの病原体侵入防止や農場における発生・まん延防止対策の徹底をお願いしてきたところです。

韓国では、口蹄疫が1月31日に9ヵ月ぶりに発生しており、アフリカ豚熱についても、2019年9月以降継続的な発生があり、今年2月にも発生が確認されています。

このような中、これから春節の時期（2月17日前後）を迎え、人や物の動きが一層活発になることが見込まれます。

畜産農家の皆様におかれましては、引き続き従業員の方々を含め、飼養衛生管理基準の遵守による、一層の発生防止対策をよろしくお願いします。

### ① 畜産関係者等の海外渡航の自粛



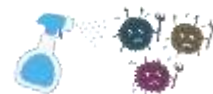
- 口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生地域や非清浄地域への不要不急の渡航は自粛し、やむを得ず渡航する場合には、農場への立入りや家畜との接触を避け、帰国時には衣服や靴の消毒等の適切な措置を行うこと。

### ② 外国人従業員等への周知



- 外国人技能実習生等の外国人従業員を受け入れている畜産関係者等においては、日本への持込みが禁止されている肉製品等が海外から持ち込まれることのないよう、当該従業員等への周知を徹底すること。

### ③ 衛生管理区域及び畜舎内への病原体持ち込み防止



- 家畜の所有者は、衛生管理区域に入場する全ての者が、車両の消毒、当該衛生管理区域専用の衣服及び長靴の着用、手指消毒等を徹底するようにすること。
- 飼養管理に関係のない者が衛生管理区域へ立ち入らないよう、境界を明確化するとともに看板等により注意を促すこと。
- 病原体の侵入の原因となる野生動物の侵入防止対策を徹底すること。

### ④ 健康観察による早期発見・通報



- 毎日の健康観察を入念に行い、特定症状(※)を含む異状を呈している家畜が見られた際は、速やかに家畜保健衛生所まで通報してください。

(飼養衛生管理基準についてはこちらをご確認ください：)

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/)



これらの特定症状等を発見した場合は、  
直ちに家畜保健衛生所へ通報をお願いします！

高病原性鳥インフルエンザ

- 沈うつ症状



- 肉冠の壊死、  
肉垂のチアノーゼ



- 脚部の皮下出血



- 死亡

さらに詳しくはこちら

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/attach/pdf/index-362.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/attach/pdf/index-362.pdf)

\*\*\*\*\*

大阪府家畜保健衛生所 〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59

TEL 072-458-1151 FAX 072-458-1152

\*\*\*\*\*

口蹄疫

- 泡沫性流せん



- 舌の水ぶくれ



- 多数の水疱病変



豚熱・アフリカ豚熱

- 耳翼の紫斑



- 元気消失



- 結膜炎



- 死亡

